

役員への謝金及び費用等に関する規程

公益社団法人日本カーリング協会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本カーリング協会（以下、「本協会」という。）の「選手権大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規程」第2条に基づき、役員への謝金等並びに費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 謝金等とは日当及び謝金であり、本協会の「選手権大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規程」に定められたもので、費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。謝金等とは明確に区分されるものとする。

(謝金等の支給)

第3条 本協会は、役員の仕事の対価として謝金等を支給することができる。

(謝金等の額の決定)

第4条 本協会の「選手権大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規程」に基づき、理事会の承認を得て決めるものとする。

(費用)

第5条 本協会は、役員がその職務の執行に当たって負担する費用を支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則：この規定は令和元年10月14日より施行する。